

様式第4号

第一表(表)

# 一般国道 233号 道路台帳

整理番号	233	図面対照番号		一般国道 233号										道路管理者	北海道開発局長							
道路の種類		一般国道		路線名		233号					指定(認定)の該当事項		道路法第5条第1項									
路線の指定(認定)年月日		昭和28年5月18日(一般国道の指定 昭和40年3月29日 政令第58号)										指定(認定)の該当事項		道路法第5条第1項								
起 点		旭川市4条通7丁目983番1										主要な経路地										
終 点		旭川市神居町神居古潭77番1																				
路線の延長		18,246 m										供用開始の区間及び年月日										
路線の延長の内訳	供用されている区間の延長		実延長		0 m					別紙のとおり												
	重復延長		18,246 m																			
	供用されていない区間の延長		0 m																			
実延長の内訳	道路 m		トンネル		橋			渡船施設			路面の種類		車道の幅員		19.5メートル以上		13.0メートル以上 19.5メートル未満		5.5メートル以上 13.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満	
													m		m		m		m			
					永久橋			渡船場			渡船		舗装道									
					木造			個数 延長			船数 運行距離		砂利道									
					混合橋			m			m		計									
		計										自動車交通不能区間の延長										
路面の敷地の面積		国有地		m <sup>2</sup>		鉄道又は新設軌道との交差			交差の方式			個数		最小車道幅		m		箇所				
		地方公共団体所有地		m <sup>2</sup>					立体交差			跨道		最小曲線半径		m		箇所				
		民有地		m <sup>2</sup>		平面交差			跨線		最急縦断勾配		%		箇所							
		計		m <sup>2</sup>																		
有料道路		区 間		延 長			管 理 者			根 拠 条 項			料 金 徴 収 期 間									
		延長の内訳		道 路			ト ン ネ ル			橋			渡 船 施 設									
		9.0メートル以上			5.5メートル以上 9.0メートル未満			4.0メートル以上 5.5メートル未満			4.0メートル未満											

(注)重複延長の欄には、法第11条第1項から第3項までの規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

(裏)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一体建物の概要

協定利便施設の概要

軌道その他主要な占有物件の概要

その他特記すべき事項

調整(改訂)年月日

令和6年4月1日改訂